

秋田県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成31年1月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	廃止年月日
ヤマウチ薬局よねや店	湯沢市川連町大館疣橋72番地3	平成30年4月30日
おもてまち薬局	湯沢市表町四丁目9番2号	平成30年10月31日
会営薬局のしろ	能代市緑町2番20号	平成30年11月30日
木村眼科医院	大館市常盤木町2番12号	平成30年12月30日